

【暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて】

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しております。

このような情勢を受け、当金庫はお客様保護及び不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座宛のお振込みに際し、支払口座名義（法人口座を含む）と異なる振込依頼人名に変更して行うお振込みについては、お断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

また、店頭での暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みの際は、お客様が詐欺被害に遭われていないかを確認するため、お振込み理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料等や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

《支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例》

| 支払口座名義 | 振込依頼人名 | 振込可否 |
|----------|----------------|------|
| シンキン タロウ | シンキン タロウ | 振込可 |
| シンキン タロウ | 12345 シンキン タロウ | 振込可 |
| シンキン タロウ | シンキン ハナコ | 振込不可 |
| シンキン タロウ | SHINKIN TARO | 振込不可 |

※通常の投資目的等での暗号資産交換業者へのお振込みや、通常のお取引に伴う資金移動業者へのお振込みを全て禁止するものではありません。